

社会福祉法人さくら 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この役員等報酬規程は定款第八条及び第二十一条に定める役員等の報酬支給に
関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、「役員等」とは、本法人の定款で定めた理事、監事、及び評議
員の職をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等（法人の職員である者を除く）がその職務に従事した時は報酬を支給する。
また理事長の職務に対し別途報酬を月額として支給する。

(報酬)

第4条 報酬の額は次のとおりとする。

（ア）理事長 月額 500,000 円以内

※額については毎年度の定時評議員会にて決定する。

（イ）理事・監事 年額 20,000 円

（ウ）評議員 年額 20,000 円

(支給の形態)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし本人の同意を得れ
ば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う

(附則)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 23 日から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。